

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 9 回 会 議 録



開会 平成16年10月27日(水)

閉会 平成16年10月27日(水)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第9回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成 16 年 10 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分 開会 ・ 午後 3 時 4 分 閉会	
開催場所	大野原町中央公民館 3 階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	合田久仁男	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議 題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 9 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 16 名 欠席 1 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	×
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	健康福祉部会長	石川 和明				

【午後 1 時 3 0 分開会】

事務局長 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 9 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

秋も深まってまいりまして、今日は少し寒さを感じるころと相なりました。

ただいま事務局長からお話ございましたように、今日は第 9 回の協議会ということで、皆様方お忙しい中お繰り合わせいただきましてご出席いただきましたことにつきまして、まず厚くお礼申し上げたいと思います。

ただいま市町ともに大災害で、その災害対策に追われておるような実情でございますけれども、合併の方も皆さん方のご協力をいただきまして第 9 回を数えることができまして、本日で重要な部分のいろいろ審議はもう終わりに近づいとるということでございまして、皆さん方のおかげで本当にここまで済むことができましたことにつきましても、厚くお礼申し上げたいと思います。

今日はいよいよ最後の協議になろうと思っておりますけれども、いろいろご審議賜りますことをお願いいたしまして、挨拶にかえます。

今日はどうもありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第 10 条第 2 項の規定により会長が議長となっておりますので、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議事進行させていただきますが、規約第 10 条の第 1 項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

今現在加藤委員さんが来ておられますので、もうすぐご出席いただければと思いますので、そうなりますと豊浜の合田久仁男委員さんお一人が欠席ということになるわけござ

いまして、出席委員は16名となります。

また、本日、多岐にわたる調整方針等をご協議いただくことに際しまして、1市2町の専門部会長を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には、冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議第15号一部事務組合等の取扱いにつきまして、事務局長より説明をお願いします。

事務局長 事務局長の大木でございます。

会議資料の2ページをお開きください。

協議第15号一部事務組合等の取扱いについてご提案を申し上げます。

一部事務組合等の取扱いについては、ご協議いただく組合として、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の1市2町が主な構成団体となってる一部事務組合や、県下の市町を対象としている一部事務組合等がございます。この一部事務組合の取り扱いにつきましては、組合を構成する一部の市町が合併する場合は、市町名の変更や市町の数など構成団体に変更が生じるため、脱退、加入の手続きが必要になります。また、組合を構成する市町が合併関係市町と同一または包括される場合は、合併により一つの市となることから、共同事務の必要がなくなり、解散することになります。このことから、解散に伴い、一部事務組合の事務、財産、職員などの対応についても調整が必要となります。

なお、先の市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律により、一部事務組合等の特例の拡充により、一部事務組合等の構成市町間の合併で市町の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担軽減を図る意味から、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2により、関係地方公共団体の協議による規約の変更によって合併後も一部事務組合を存続することができます。

また、第9条の3で、事実上構成団体の変更がない場合におきましては、市町村の合併後、規約が変更されるまでの間、最大6カ月、合併市町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置が講じられております。

なお、この場合は、すべての合併関係市町が組織している組合の場合と、組合の議員定

数及び経費の負担金については、従来のとおりの場合のみに限ります。

次に、公平委員会であります。地方自治法第252条の14に基づき、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託しているものを指します。2町の場合は、下記のとおり公平委員会の事務がこれに当たります。

公平委員会とは、地方公務員法第7条の3に基づき地方公共団体に置くこととされているものでありまして、地方公共団体の職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること、並びに職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をその事務内容としております。

当該事務につきましては、新市において処理してまいりますので、当該委託を廃止する必要がありません。

次に、第三セクターであります。第三セクターとは、行政施策との関連や社会的便宜が広く地域にもたらせるなどの目的により、地方公共団体と民間企業との共同出資等により設立されるもので、その多くは商法に基づく商法法人であります。

これらの第三セクターに係る出資による権利や有価証券の取扱いにつきましては、協定項目第5号財産及び債務の取扱いにおいて、1市2町の所有する財産及び債務はすべて新市に引き継ぐものとするとして第5回の合併協議会で既に確認済みであります。ここでは出資金に関係なく、県下の市町を対象にしてるものを除いて、1市2町が出資している法人を対象とさせていただいております。

以上のような内容から、調整方針案といたしまして、

- 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合、三豊総合病院組合、三豊南部環境衛生組合、香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合、香川県市町総合事務組合、財田川防災組合については、新市において合併の日から引き続き加入する。ただし、香川県市町総合事務組合については、非常勤消防団員の災害に対する補償に関する事務等を共同処理する。
- 2 粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、その管理運営については、旧来の慣行を尊重し、特例措置を講ずるものとする。
- 3 香川県五郷山部分林組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 4 大野原町、豊浜町の公平委員会に関する事務の委託については、合併の日の前日をも

って当該委託を廃止する。

5 株式会社観音寺冷蔵センター、三豊ケーブルテレビ放送株式会社、観音寺市観光開発株式会社については、出資金は新市に引き継ぐ。

という内容で提案をさせていただきます。

先程申し上げましたように、一部事務組合とは、普通地方公共団体及び特別区が団体の事務または機関委任事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合をいいますが、主に消防、ごみ処理、電算、病院等の市町の区域を越えた広域的な事務処理に活用されております。現在、1市2町がその構成員として加入する一部事務組合等を協議会資料3ページに掲載させていただいておりますが、その目的により共同設置の形態はさまざまであります。

まず、三豊地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、一般的に「三豊広域」と呼ばれておりまして、三豊の広域市町村圏計画の実施のための連絡調整とか、あとは電算事務の共同処理、それからごみ処理施設の設置、管理運営、そのほかに体育施設の管理運営、そういったものを共同処理しておりまして、観音寺市と三豊郡9町で構成されております。

三豊地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、新市において合併の日から引き続き加入するという内容で提案をさせていただきます。

三豊総合病院組合につきましては、三豊総合病院の経営管理等を行っておりまして、1市2町と、あと山本町、財田町で構成しております。

住民の方から、三豊総合病院を市民病院にとのご意見も寄せられますが、構成町である山本町、財田町から、このまま引き続き一部事務組合でということでもありますし、先の組合議会でも一部事務組合で存続ということでもありますので、調整方針案は新市において合併の日から引き続き加入するという内容で提案をさせていただきます。

それから、三豊南部環境衛生組合につきましては、し尿処理施設の設置、運営管理ということで、これにつきましては1市2町のうち大野原町と豊浜町で、あと山本町、財田町で構成をされておる組合でございます。

調整方針案は、新市において合併の日から引き続き加入するという内容で提案をさせていただきます。

香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合につきましては、組合立三豊中学校の管理運営を行っておりまして、観音寺市と山本町で構成をしております。

調整方針案は、新市において合併の日から引き続き加入するという内容で提案をさせていただきます。

次に、香川縣市町総合事務組合であります。平成16年7月1日に香川県消防補償等組合、香川縣市町職員退職手当組合、香川縣市町非常勤職員公務災害補償等組合が統合したものであります。

旧の香川県消防補償等組合につきましては、非常勤消防団員の災害補償、消防作業時の災害補償、そういったものの事務を共同処理しておりまして、4ページの右の欄の2から7の共同処理の事務を行っており、1市2町はすべて構成団体となっております。これにつきましては、新市において合併の日から引き続き加入するという内容で提案をさせていただきます。

旧香川縣市町職員退職手当組合につきましては、構成市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務を行っておりまして、右の欄の1の共同処理の事務を行っており、1市2町では観音寺市を除く2町が構成団体となっております。

これらにつきましては、観音寺市が新市において退職手当の共同処理の事務に加入する場合、加入金が、概算であります約23億円ぐらい必要となります。加入した場合、今後10年間で組合への負担金が、これも概算ですが約36億円必要と思われれます。もし加入しない場合は、10年間で退職手当金が約56億円ぐらい見込まれます。大野原町・豊浜町・五郷山部分林組合の脱退に伴う精算金を納めましても変わりなく、むしろ組合に対して事務経費が必要となってまいります。観音寺市の組合への加入金、加入後の組合の通常負担金、今後の退職手当の推移、脱退精算金などを総合的に判断し、新市で対応していくということであります。

いずれにいたしましても、ご承認いただけましたら、組合の方へ額等について照会していく予定であります。

それから、旧の香川縣市町非常勤職員公務災害補償等組合につきましては、議会の議員さん、その他非常勤職員の公務災害、また通勤災害等の事務を共同処理しておりまして、観音寺市を除く2町が構成団体となっております。これにつきましても、脱退し、新市で対応をしております。

香川縣市町総合事務組合においては、退職手当の支給関係事務と非常勤職員の公務災害等の共同処理については脱退し、非常勤消防団員の災害に対する補償に関する事務等は1市2町が加入しておりますので、これまでどおり新市において合併の日から引き続き加入

するという内容で調整方針案を提案させていただきます。

財田川防災組合につきましては、財田川沿岸の水害を防止するため防災施設の構築の促進等に関する事務を行っており、観音寺市と山本町、豊中町、財田町と仲南町で構成をされております。

調整方針案は、新市において合併の日から引き続き加入するという内容で提案をさせていただきます。

粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合につきましては、山林の管理、経営、及びこれに属する事務の共同処理を行っており、観音寺市と大野原町で構成をされております。古来、明治38年ごろから粟井村、豊田村大字原・大字新田、紀伊村大字木之郷、常磐村大字出作・大字植田、観音寺町坂本・栄町が私設組合を経営し、造林を行ってまいりました。大正8年、香川県知事の許可を得て町村組合を設立、粟井坂瀬山林粟井村外5カ町村組合と称しました。その後、昭和31年、町村合併により行政区域の変更となり、町村合併時に旧慣を尊重し、粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合となりました。当該組合は、このように古い歴史の中で今日まで地域の財産として引き継がれてまいりました。

粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合につきましては、今回の合併に伴いまして合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、その管理運営については、旧来の慣行を尊重し、特例措置を講ずるものとするという調整方針案で提案をさせていただきます。

なお、特例措置につきましては、本日ご確認をいただきましたら、今後具体的に検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

香川県五郷山部分林組合につきましては、山林の管理、経営及びこれに属する事務の共同処理を行っており、観音寺市と大野原町、豊浜町で構成しております。

当該組合につきましては、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐという調整方針案を提案させていただきます。

新設合併によりまして現在の1市2町の法人格が消滅し、新たな市が設置されることとなりますので、現在の1市2町が他の市町と共同で設置しているただいまのような一部事務組合等につきましては、合併前日に当該組合を脱退し、新市に新たな当該一部事務組合の構成員となりますし、1市2町の枠組みのみで構成する一部事務組合の取扱いにつきましては、先程申しましたように解散し、その事務はすべて新市に引き継ぐことになりま

す。

また、先程説明させていただきましたように、市町村合併特例法第9条の2、一部事務組合の特例に基づき1市2町及び当該組合を構成する各市町が協議した上で県知事の許可を得て当該組合の規約の変更による手続を行い、新市において合併の日から引き続き加入することになります。いわゆる合併の前日に脱退の手続を行い、合併の日に参加という2回の手続を行わなくても良いということであり、今後、この市町村合併特例法に基づき手続をしまいる予定であります。

公平委員会、第三セクターについては、さきのとおりであります。

こういった内容から、先ほど申し上げましたように、一部事務組合等の取扱いについての調整方針案をご提案させていただきます。

なお、2ページの調整方針案1から5を提案させていただきますが、説明につきましては省かさせていただきます。

一部事務組合等の取扱いにつきましては、以上のような内容で提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま事務局長より協議第15号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見はございませんか。

はい。

藤岡委員 大野原の議会の藤岡ですけど、一部事務組合の中で五郷山部分林組合の件について少しお尋ねをいたしますが、今説明がありましたように、合併の前日に解散と、そして新市に引き継ぐということになりますと、当然部分林組合にも今職員が2人おるわけでございますが、その身分については引き継ぐというふうなことで何も問題はないと思うんですけど、当然退職金組合の精算金が発生すると思うんです。そうするとやな、恐らく2,000万円近くの精算金が要るんでないんだらうかと。それは当然新市に引き継ぐということになると、新市の方で対応するのか。

それと、一部事務組合の中にもこの五郷山部分林組合というのは、柞田が対象になっておるといふところから、今までの負担金は何千万円かあったはずなんですわな。ほんだ、それは恐らく市が立替えとんでないんだらうかというふうに思うわけで、それを今度引き継ぐということになりますと、そこらも当然、そら観音寺の方で何かの処理をしてくれるんだらうとは思いますが、やがて部分林組合も、非常に木材の単価が低迷はしておりますが、やがてぼつぼつと切れるとこができてくるんでないんだらうかと。そうなる

と、そこらあたりの精算金は出てこうと思いますが、今部分林も少しの積立金はありますけど、退職金組合へ支払いするだけの金はないと思うわけで、そこらの処理方法はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

議長 精算金につきましてちょっと説明させていただきますが、今現在脱退いたしますと2,300万円の精算金を部分林が納めないかんということに相なってるわけでございますが、今朝も事務局と話ししたんですけども、今藤岡委員ご指摘のように、今現在五郷山部分林の予算が全部でも2,800万円でございます、1年間の予算が。その上、2,300万円のそれをするとなると、それを解散の前までに支払いせないかんのであれば物すごい金額になりますので、それぞれの市町の負担金は倍にせないかんような格好になるので、できれば何とかひとつ、今もお話ございましたように、すべて新市に引き継ぎますので、精算も新市に移ってから精算金をしていただかならんだら弱るんでないんかということでしたんですが、十分県の方で一遍勉強して、そうしますという答えでございますので、事務局からも今すぐには返答でけんと思います。

そういうことで、事務局もそう言うておりますので。

また、柞田の問題につきましては、観音寺市長の方からひとつ。

白川副会長 今ご指摘の五郷山部分林組合の柞田と、観音寺は木之郷が一部ございます。それで、これいろいろ議会の方でも従前からご指摘等々がございまして、債務の取り扱いをどうするのかということ、市が一応立替えて今まで精算をしてきたということでもかなりの金額に上るわけでありましてけれども、ただ何ていうんでしょうか、柞田出身の先生方がいろいろ協議をする中で、いい方向に進んでおるやにはお伺いをいたしております、いわゆる権利放棄というふうな形で。権利放棄をしていただければ、いわゆる現在の段階では市の財産になっていくわけなんで、そういうようにすっきりした形にすれば、当然債務は引き継ぐわけでありましてけれども、新市の方で何とか我慢をして、木が、今ご指摘の、ありまして、売れるようになれば財産にもつながっていくんじゃないかということで、現在私の方から柞田のいわゆる権利者の方々に、どうしろ、こうしろというような状況じゃないので、美藤先生、代表でおられますんで、ちょっと美藤先生の方から状況等々を報告していただいたらというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

美藤委員 観音寺の美藤です。

ただいま市長の方から説明があったと思いますが、ちょうど木之郷はもとの紀伊村の分

村されております。もとの7カ町村の中の一部の柞田でございます、今申されたように、負担金等につきましては柞田、部分林の協議会を持っております。そこで行政にお願いしておるわけですが、先月、日にちがちちょっと、いささか忘れた、先々月か、27日だったと思いますが、柞田協議会の中で、いろいろ柞田の12自治会が協議委員になっております。そこでお集まりを願って、過去の経緯、現在の経緯等をお話し申し上げ、この際1市2町が合併する際にいろいろ先人のご苦労されたこと、またこれまでの配分の経緯、昭和50年から負担金についても詳しく説明を申し上げ、また深くご理解をいただく中で、1市2町が対等合併する中で、ひとつ今後においても治山治水、また木の材木等の価格等も変動いたしますが、それらの説明の中で、今後市の財産として権利放棄し、速やかに、またお互いに苦労された中ですが、行政にお願いしなくてはならないという意見周知をいたしまして、その旨、我々議会の全協におきましてもいろいろご意見ありましたが、そういう事情であれば新市にお願いするという結論に至ると私は理解するし、当局もそのように理解していただいとしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

藤岡委員さん、どうですか。

藤岡委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第15号一部事務組合等の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第20号介護保険事業の取扱いにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。事務局調整班の山地でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、合併協定項目20、介護保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

まず、調整方針といたしましては、

1 介護保険料につきましては、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて平成18年度から統一する。

2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。

以上のとおり提案させていただきます。

それでは、個別にご説明を申し上げます。

まず、1の介護保険料についてでございますけれども、市町村において徴収されます第1号被保険者に係る介護保険料につきましては、介護保険事業計画に盛り込まれる事業量に対しまして、財政の均衡を保つことができる額でなければならないというふうにされております。したがって、1市2町の介護保険料を統一するためには、まずその算定の裏づけとなります介護保険事業計画の策定が必要となってまいりまして、その計画における事業量に見合う形により額が算出されるようになっております。

介護保険事業計画につきましては、現在平成17年度末を周期といたします第2期の計画期間中でありまして、次期第3期介護保険事業計画につきましては、平成18年4月1日よりの運用開始となります。

そこで、次期計画の策定に向けてでありますけれども、まずスケジュール上、県の介護保険事業計画に市町村の介護保険事業計画を反映させていきます関係から、合併までに計画の素案を県に提出しなければなりません。そのような状況でありますので、策定に向けては、まず素案づくりのため、1市2町合同の策定委員会を立ち上げまして、その中で素案をまとめ上げたいというふうに考えております。そして、合併後、新市として設置されます計画策定委員会によりまして正式に承認をいただくことにより、新市の介護保険事業計画として平成18年4月1日より運用を開始できるようにいたします。

なお、合併した後、平成17年度の残りの期間につきましては、合併期日が第2期の計画期間中であることから、1市2町の現計画の集合をもちまして新市の計画とさせていただきます。

以上、ご説明いたしました次期介護保険事業計画に基づきまして、介護保険料につきましては平成18年度から統一いたします。

次に、2といたしまして、介護老人保健施設「わたつみ苑」の取扱いについてでございますけれども、調整方針といたしましては、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討するという形にいたしております。これは施設のあり方、経営のあり方を検討いたしますとき、経営のノウハウを持っておりまして、またスタッフも充実し、かつ現在も事業委託しております三豊総合病院組合に譲渡され、病院事業とあわせまして一体的に運営をしていただくことによりまして効率化が図られるのではないかと考えるものでございます。

ただ、譲渡に向けましては、譲渡先であります三豊総合病院組合の承認が必要となりま
すし、またさまざまな事務手続が必要というふうになってこようと思われますけれど、
これらにつきましては、豊浜町を通じまして円滑に進めることができるように調整に努め
てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局より協議第20号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第20号介護保険事業の取扱いにつきまし
ては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-10各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その2)につき
まして、調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願いいたし
ます。

それでは、協議第23号-10各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その2)に
つきましてご説明を申し上げます。

まず、イとしまして高齢者福祉関係でございますが、調整方針といたしまして、1 戦
没者追悼式については、新市において再編統一する。

という調整方針であります。戦没者追悼式につきましては、市町とも実施されておりま
す。

委託業務であります。観音寺市、豊浜町が遺族連合会、大野原町におきましては社会
福祉協議会の方に委託され、事業を行っております。事業といたしましては、観音寺が1
1月中旬、大野原町が5月下旬、豊浜町におきましては、和田地区が9月、豊浜地区が3
月という実施時期でございます。これにつきましては、新市において再編統一という調整
方針であります。

続きまして、2としまして、老人介護支援センターについては、現行のとおり引き継
ぎ、新市において再編調整する。

という調整方針であります。老人介護支援センターにつきましては、観音寺市、大野原町
が委託業務でございます。豊浜町におきましては、直営で実施されております。主に相談
業務等を業務としてされておりますが、これにつきましては現行のとおり引き継ぎまし

て、新市において再編調整をするという方針であります。

続きまして、3といたしまして、在宅ケア専門委員会については、合併時に統一する。この委員会につきましては、現在豊浜町が設置をされておりまして、2週間に1回開催をされております。

内容といたしましては、サービスの連絡、調整、学習会等をされておる状態でありませう。これは合併時に統一をするという調整方針であります。

続きまして、4の居宅介護支援事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整をする。

という調整方針であります。この事業所運営につきましては、大野原町、豊浜町が直営で事業をされております。ケアマネプラン、精神面でのケア等を実施されております。これにつきましては、新市において再編調整をするという調整方針であります。

次の5といたしまして、居宅介護サービス事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整をする。

という調整方針であります。このサービス事業所運営につきましては、大野原町におきまして直営で事業をされております。訪問介護、訪問入浴等の事業をされております。これにつきましても、新市において再編調整をするという方針であります。

続きまして、6の敬老年金支給事業については、平成18年度から統一をする。という調整方針であります。この敬老年金につきましては、1市2町とも対象を80歳以上としております。支給時期が、1市2町とも毎年9月15日を基準といたしまして対象者に支給をしておるという状態であります。これにつきましては、翌年の平成18年度から統一という調整方針であります。

次の敬老会事業についてでございますが、敬老会事業については、これにつきましても平成18年度から統一という調整方針であります。対象者としましては、観音寺が75歳以上、大野原町が75歳以上、豊浜町が80歳以上の方ということでございます。これにつきましては、平成18年度から統一という調整方針であります。

続きまして、シルバー人材センターでございますが、シルバー人材センター運営補助事業については、新市において再編統一をするという調整方針であります。これにつきましては、観音寺が社団法人シルバー人材センター、大野原町、豊浜町におきましては社会福祉協議会内で事業という形でございます。これにつきましては、新市におきまして再編統一をするという調整方針であります。

次に、9といたしまして、高齢者保健福祉計画でございますが、この計画につきましては、新市において速やかに策定をするという調整方針であります。この福祉計画は、目標といたしまして、高齢者福祉の統一的なサービス提供を図るということを目的にしております。先ほどの介護事業保険計画、これと一体的な計画でございますので、新市において速やかに策定をするという調整方針であります。

続きまして、〔地域福祉計画〕でございますが、この地域福祉計画につきましては、平成18年度末までに策定をするという調整方針であります。この地域福祉計画とは、社会福祉法の改正によりまして、市町村においてはこの地域福祉計画を策定しなければならないということとなりました。この改正は、平成15年度より施行であります。

これは地域福祉の推進ということを掲げておりますが、社会福祉を全分野におきまして地域福祉の推進ということでこの計画を策定ということになっております。地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、この3つの事項を策定しなければなりません。これにつきましては、まず社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映し、策定をして、それから公表ということであります。この計画につきましては、平成18年度末までに新市の地域福祉計画を策定をするという調整方針であります。

福祉制度関係につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 たいま調整班長より協議第23号-10につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第23号-10各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その2)につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思いますが、住民説明会の日程につきまして、計画班長より説明を願います。

事務局 失礼いたします。事務局計画班長の合田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、(1)の住民説明会の日程についてご説明申し上げます。

20ページの日程表をご覧くださいと思います。

この住民説明会は、当初12月に開催するということで進めてまいりましたが、年末を

迎えた中、行事などで何かと忙しい時期ということから、日程を少し早めさせていただいた内容となっております。

それでは、開催の期日ですが、11月20日土曜日から12月10日金曜日にかけて、1市2町で延べ23回開催されます。

内訳でございますが、観音寺市で11回、大野原町で8回、豊浜町で4回、ご覧の各会場におきまして開催する予定でございます。

次に、開催時刻でございますが、伊吹地区では13時から、その他の地区では19時からの開催となっております。なお、会の時間でございますが、2時間程度と予定しております。

それから、住民説明会の実施内容の詳細につきましては、この後総務広報班長よりご案内があるかと思いますが、次回の11月11日開催の第10回合併協議会でご提案させていただきます。

このようなことから、本日は日程のみのお知らせとさせていただきます。

これで住民説明会の日程についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま計画班長から住民説明会の日程につきまして説明がありました。

何かご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

大久保委員 大野原町の久保です。

住民説明会の詳細については次回と、こういうようなお話でございますけれども、私はあえて住民説明会の内容等について、あり方について質問させていただきたいと思いますが、構いませんか。

議長 はい、どうぞ。

大久保委員 私は、平野会長も恐らく私と全く一緒な意見だと思うんですけども、やはり住民説明会、実りの多い有意義な説明会にしなければならないと私は思っております。そういったことで、恐らく一人でも多くの人に出席してもらい、いろいろなご意見なり聞かせていただく。その中で、恐らく住民説明会、前回と同時に、やはり会場に来られる方は、私はやっぱり熱心な方であり、興味のある、そういった方が来ると思うんです。そうなれば、恐らくいろいろな質問が出ますけれども、前にも言ったように、私は質問はほとんど住民の生活にやっぱり身近なもん、やはり公共料金とか福祉、これにほとんど私は質問が集中するのではないかと思うんです。そういったときに、今日もですけども、そう

いった福祉、公共料金等については、18年度に統一するとか、合併時に再編調整するとかという、余りにも抽象的な私はお話だろうと思うんです。やっぱり住民が聞きたいのは、1市2町合併して、皆さん、あなた方が言うように、サービスの低下はしないと、福祉は低下させないとか言っておられるけれど、本当に具体的な数字がそれに当てはまるかどうか、これが私は住民の一番聞きたいところだと思うんですよ。そういったときに、本当に今までの経緯を踏まえての住民説明会が住民の皆さんに、来ていただいた人に満足のいける住民説明会になるのかどうか、非常に私は危惧をいたしております。その点、平野会長のひとつお考えをお聞かせいただきたい。

議長 大久保委員さんからごもっともなご意見だろうと思いますけれども、やはり具体的に、そしたら公共料金とかきちっと説明せよといっても、なかなかこれは、まだ協議でもそこまで踏み込んでおりませんので、まず協議会の委員さん方に知らせとらんものを住民に説明するわけにもいきませんし、また協議する中で、また幹事会等でもいろいろ審議しとる中で、出席しておる我々から、文書には出しませんが、具体的に金額はきちっと言えませんが、福祉の低下はしないという調整方針でございますが、それらを説明して、当然公共料金につきましても、住民からすれば安い方に合わせたら一番いいことはわかっておりますけど、またひとつ高い方に合わせたら、また喜ぶかもわかりませんが、それら考えるときに、財政というものもございまして、どこに調整していくかという非常に重要な部分でございまして、やはり公共料金を統一せないかんことはわかつとるわけでございますが、それにつきまして、きちっと数字は言えませんが、その趣旨につきましては十分説明申し上げまして、一部公共料金につきましても、調整する限り、どこかではやはり、どこへ合わせかということによりまして低下を招かざるを得ない点もあるかもわかりませんが、それはご理解をいただくよりほかに方法がないと思っております。財政が何ぼでもあるんなら満足いく方法でもええですが、それはとてもできる問題でございまして、さりとてやはりいろいろ福祉関係につきましても合併ときに、一つの改革でございまして、やはり個人の老人に対する福祉事業につきましても高齢化時代に入っておりますので、やはり合併を期に、今よりか改革した考え方で私は調整をしてもらわなければとても財政がもつ話でございまして、そこらは我々と住民とが十分ひとつ皆さん方が納得できるように我々から説明していきたいと私は考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

大久保委員 大野原町の久保です。

ただいま平野会長からお話があったんですけれども、やはり住民とすれば1市2町合併、アンケート調査にもあるように、かなりな私は不安を抱えておると思うんですよ。それからすれば、あなたが今おっしゃった、やはり行財政改革の一つとしてとらえるならば、そういった福祉は低下させないとか、サービスは低下させないとかといった、そういうようなお話でなしに、きちっとした改革をやるんで、こういう点については辛抱してもらいますよと、こういったことをはっきり示すためにも、具体的な数字を挙げて住民の皆さんに説明するのがご理解をいただけると私は思うんですよ。口だけではやはり今の住民の皆さんは、私は納得しないし、1市2町合併にかなりな不安を抱えとる、特にそういう福祉の低下につながりはしないかとか、公共料金ははね上がりはしまいかと、こういう不安に答えるための、私はきちっとしたある程度の数字は示して、住民の皆さんに辛抱してもらうところは辛抱してもらう、新たな福祉は、こういう福祉はやめますとかという、それをきちっとやはりこういう住民説明会でやるべきだと私は思うんですよ。もし時期が早いんならば、何ら2月、3月に行っても私はいいと思うんですよ。合併の流れの中での住民説明会でなしに、本当に住民からする実りのある住民説明会をするなら、事務局が間に合わなければ先延ばししても構わないかと私は思うんですけど。

以上です。

議長 いわゆるごもっともなご意見だろうと思いますけれども、なかなかそこまできちっと数字を上げて説明する時期がもうございませんし、はやもう次は、1月に協定書もつくらないかんし、ございませんので、やはりこの住民説明会はさせていただき、そういうきちっとでき上がったら、それぞれ町によって住民説明会でなしに町政座談会とか何とかという形ででも私は住民と対話をしていって、住民に理解していただかないと。今の時点の住民説明会は、この程度でなかったらとてもきちっとしたことは私は説明でき得ないと思うんですので、その点につきまして、また事務局長からご意見ございましたら出していただきたいと思います。

事務局長 住民説明会につきましては、詳しくは次回の合併協議会で報告をさせていただきますが、いわゆる協定項目の調整結果、あるいは建設計画についての内容、あるいは今後新市に向けてのスケジュール等を具体的に住民の皆様にご理解、ご協力をいただくために説明をするわけでありますが、先程会長からお話がございましたように、大久保委員さんからご指摘のあった住民説明会までに具体的な数字、あるいは合併時まで統一するというような内容については、それを明記するのが理想ではあると思いますが、先ほ

ど会長からも申しあげましたように、段階を経ながら調整しなければならないものがあるということをもまずご理解いただきたいと思います。

私どもは、協定項目の調整結果を重んじまして、この内容で住民説明会に出向くような形をとっております。その後、合併時までには統一する項目につきましては、具体的には挙げられませんが、その項目につきましては、今後合併協議会に報告をするなどして、まず委員さんの皆様にご理解をしていただくような形になろうと思います。

住民の皆さんは、合併に対しての不安、あるいは懸念というものは多く持たれておると思います。それは、理屈とか、あるいは数字だけで解消できるものではありませんので、ただいま申しあげましたように、段階を経ながら、調整結果につきましては、住民説明会で十分な説明ができなかったとしても、今後協議会だよりとか、あらゆる機会を通じまして住民の皆さんに、合併までにその内容をわかりやすく、身近な事例を挙げて報告をさせていただいたらと思っております。

なお、住民説明会は、今回日程をご報告させていただきましたけれども、多くの皆様に参加していただくように、土曜日とか日曜日、あるいは夜間の時間を予定して周知をしてまいりまして、当日は多くの皆様のご出席をいただければと思っておりますので、よろしくご理解のほど、お願いしたいと思います。

佐伯副会長 はい、会長。

議長 はい、どうぞ。

佐伯副会長 豊浜の佐伯です。

豊浜におきましては、住民説明会で私が説明しようというような内容につきましては、私自身、すべての自治会の方へ出向きまして、なぜ今合併をしなければならないか、なぜこういふような枠組みで合併をするか、あと、合併した後に豊浜町としてどういうふうな町を目指していくかというようなお話を住民ともさせていただいて、議会とも議論をさせていただいて、その中でご了解を得て合併協議会を立ち上がらせていただいて、これまで合併協議会の中でいろいろと調整を進めてまいりました。その進めてまいりましたものについては、すべて合併協議会だよりとか、地域の中でのご報告とか、議会の中でのご報告とか、いろいろな面ですてまいったんですが、なかなか全員の方にご理解をしていただくのは非常に僕は難しいと思っております。

そういうような中で、住民皆さんからいろいろ言えることにつきましては、やっぱり合併をすることによって役所が遠くなるとか、行政サービスの低下を招くんでないかと

か、豊浜町にとりましては、観音寺市に吸収合併されるんでないんかとか、こういうふうな意見がよく聞こえてまいります。

こういうふうなことも多分住民説明会の中で住民皆さんからのいろいろなお話があるのかと思っております。これについては、私のこれまで合併協議を進めてきた中で説明をさせていただこうと思っております。

今、大久保委員さんが言われましたように、公共料金につきましては、現在各分科会の方で財政的なもんを踏まえたシミュレーションを行った中で、何年か先まではこういうふうな料金にしなければ財政がもたないというようなことを基本として進めていただいております。

ただ、会長さんが言われましたように、低いとこに合わせたんでは、合併することによって多くの負債が生じるというようなことをしたんでは、いつかは住民の皆さんにツケが回ってくる。それではいかんと。今は新市建設計画についてでもお話がありましたが、私は一番大事なんは、新市建設計画で新しい観音寺市がどういうふうなまちを目指していくか、観音寺市、大野原町、豊浜町の地域の特色を生かして、これまで先輩、先人の皆さんが培ってきたこういうふうないい地域をなお一層、合併することによって本当に住民皆さんが安全で安心な、やっぱりまちづくりを進めていかなければならない。そのためにはこういうふうな建設計画の中で基本として取り組んでいかなければならないというような、こういうふうなもんをあわせて説明をしていこうと、こういうふうな気持ちを持っております。

なかなか公共料金については、高くなるもんもありますし、安くなるもんもあるやらわからん。これは新しいまちの中で行財政改革を進めていく上では、住民皆さんに納得してもらわなければならない、こういうふうなことも説明したら、ご理解がいただけるんじゃないんかなというような気持ちも持っております。

そういうような中で、議会とも十分に特別委員会の中でも議論もしておりますし、そういうようなことを踏まえた中で、本当に合併に向かってうまくスムーズに移行ができるよというふうな願いを持って現在こういうふうな内容で説明会に臨もうというふうな考えを持っております。

何かまたご意見等ありましたら、こういうふうなことも言うとならえんじやないんかというようなことがありましたら、ご指導していただけたらありがたいと思っております。

議長 市長さん、何か。

白川副会長 大久保委員のご指摘につきまして、観音寺の立場として一言私の考え方を述べさせていただきたいと思うんですが、私も市政座談会を始めましてこれで5回目になるわけでありまして、一番冒頭の市政座談会のときから、観音寺市の財政状況につきまして是非常に、ご承知のように厳しい状況であるということの説明をずっと市民に訴えてきたわけでありまして、合併問題が青年会議所の運動によって一気に盛り上がりを見せた段階で、市政座談会の大きな一つのテーマとして合併を取り上げさせていただいて、住民の方々に説明をまいりました。

基本的には、先ほど平野町長がお話しございましたように、国のいわゆる半強制的な合併というのが、これが基本に、底流にはあるんだと。いわゆる、このままやっていけるのであれば、別にお互いの地域の特色を生かしたまちづくりがそれぞれの議会、あるいはまた首長さんが今まで努力をされて、それぞれのまちの生い立ち、お互いに50年の歴史があるわけでありまして、この50年間の間に、その地域の住民の方々も、おらが町、おらが市というふうな、やはりプライドも出ておったでしょうし、また誇りも、プライドと誇り、一緒でございますけれども、誇りを持ったまちづくりをやってきたんじゃないかなと思います。

それが、今回、国の大きな方向転換によりまして、そういったものが大きく変化をしてきた。これは時代の流れであろうということは、まず1点あるかと思います。

それからもう一点が、市政座談会でもお話しするんですが、皆様方からいただいております市税、市に対していただけるお金というのは、例えば観音寺であれば、お1人頭平均12万円ぐらいいただいております。使っておりますお金は36万円を使っております。この差額のお金はどこから出てきとんかということ、当然ほとんど国からの補助金に頼っております。その国からの補助金が、今回の特に三位一体改革の中で地方交付税の削減、あるいはまた補助金の削減等々で、要するに歳入が非常に減ってきたと。どこに、じゃあしわ寄せが行くのかということ、これは当然全部にしわ寄せがやっぱり及ぶわけでありまして、今大久保委員がご指摘になったように、福祉の問題とか、あるいはまた道路整備云々のインフラの整備についても、お互いに確かに温度差はあると思います。少しの温度差は当然あると思うんですが、しかし押しなべて考えると、どこかが飛び出て、どこが引っ込んだと、お互いにどこかが飛び出てどこかが引っ込んでおる。それをやっぱり合併をすることによって調整をしていく必要がある、そのための合併ではなからうかなという

ことを基本的にはお話しするつもりでございます。ですから、いわゆる、じゃあ仮に合併をしなかった場合に、観音寺としてどのようにして生き残っていくのかということについての一つの財政計画の説明も以前はしております。そのためには、ここまでの行政改革をやる必要があると、ここまで市民の方々に辛抱してもらわないかん。豊浜町も大野原町も私は一緒だと思います。仮に豊浜町が合併しなかった場合に、将来どうなっていくのかと。ご承知のように、豊浜町は交付税がものすごく減らされております。これはそれだけ町の力があるわけで、しょうがないところかも知れませんが、しかしながら財政力1という町では決してないわけなんで、いわゆる国の方から、当然これは交付税という形で助成をしていただかないとやっていけない町だと、これは1市2町すべて一緒でありますけれども、そういった1市2町がお互いの将来、あるいは現状を踏まえた中で合併のいろいろな、そら確かに意見の差がありましたけれども、この際志を同じくする豊浜町、大野原町、観音寺が手をつないで、お互いに尊重し合いながらやっっていこうということで意見の統一を見たわけでありますので、私としてはこの1市2町の合併を、まさに住民の方々に多大な迷惑をかけるような合併をしないように、あるいは少しの辛抱をしていただかなければならない点もあるけれども、しかしこういった点は合併することによってメリットが生まれますよということを、資料に基づいて、あるいはまた自分の考えに基づいて説明をしていくつもりであります。

今までやってきた中で、大体観音寺の場合は約8割ぐらいの人が、合併はしなきゃならんというふうな、総論ではそういふうな考えでおられる統計も出ておりますので、具体的にもうここまで煮詰まってくると、特に市政座談会に出てこられる方はほとんどもう既成事実のように、1市2町がもう合併するんだなという既成事実のようなとらえ方をされておるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、福祉の問題、お互いの温度差をどう埋めていくのかと、公共料金もどのようになっていくのかということについては、まさに今申し上げましたように基本的な一つの財源、あるいは財政の中長期的な展望を見渡した中で、こうならざるを得ないからこの点は辛抱していただきたい、あるいはまたこれは合併することによってよくなるんですよということがまず1点考えられます。

もう一点は、いわゆる福祉とかそういうもの、低下しないためには、新市になったときにもう一度行政改革をどこまでやるのかと、それによって捻出できるお金が大体これぐらいは10年間あるいは捻出できるでしょうと。その捻出できたお金については、市民の

方々にすべて還付をしていくと、こういったことをあわせて説明をしていけば、多分ご心配を、あるいは不安を持っている方々もご理解をさせていただけるんじゃないかなというふうにも思っています。

そういったことで今回の合併説明会をやっていきたいと思っております。

議長 それでは、どうですか、大久保委員さん、ご理解いただけるでしょうか。

それぞれ.....。

大久保委員 皆の意見とってや。

議長 いや、あんたが今質問しよるんじゃから、あんたはそんでご理解いただけるかということじゃけに。

大久保委員 私ばかりではなんですから、ほかの...

議長 あんたはそんでええんじゃな。今のなにで。一人が言うて後またというんでなしに、あんたが質問しよるんで、答弁したんじゃけ。あんたはそれで納得したかせんかしらん、あんたが納得してないのならまた言うてもろて、それに答えなしようがないと思うんで。みんながと言いよったら、これもう協議会にでも切りかえなんたら。

美藤委員 構わんのじゃったら、暫時休憩なら休憩で。

議長 それでは、暫時休憩させていただきますので。

〔休憩〕

議長 それでは、もとへ戻して協議に入らせていただきます。

もう別段ないようでございますので、住民説明会の日程につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に、第10回、第11回の協議会日程につきまして総務広報班長より説明願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしく願います。

第10回、第11回の協議会のご案内につきましては、19ページにお示しのとおりでございます。第10回の協議会ではありますが、本来第4木曜日を協議会に予定しておりましたが、先ほども計画班長より説明がありましたように、観音寺市をスタートに、各市町におきまして11月下旬より12月中旬まで住民説明会が予定されておりますので、住民説明会の実施内容についてお諮りいただくため、11月は第2木曜日の11月11日を予定させていただいております。

次に、第11回の協議会ではありますが、年が明けました1月13日、これも第2木曜日でございます。その2週間後の1月27日には、午後1時30分より萩の丘公園の総合福

社会館におきまして合併協定調印式を執り行う予定であります。協議内容につきましては、合併協定書（案）についてと、合併協定調印式についてを予定しております。その後、合併協議会委員さんにおかれましては、合併協定書に立会人としてご署名いただくよう予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

協議会の時間と場所につきましては、いずれも午後 1 時 3 0 分から当会場で予定しております。委員の皆様には、大変ご多忙とは存じますが、ご出席のほど、お願い申し上げます。

お知らせですが、11月1日発行の合併協議会だよりが刷り上がりましたので、お手元の方にお届けさせていただいておりますので、またご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま広報班長から日程につきまして説明がございましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で本日予定しておりました日程をすべて終了いたしました。

住民説明会等につきましていろいろ皆さん方ご意見があったわけですが、我々首長も一生懸命勉強して、住民の皆さん方にひとつ納得できるような説明ができるべく十分勉強していきたいと思っておりますので、今後とも皆さん方のご協力を心からお願い申し上げます。

それでは長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【午後 3 時 4 分閉会】